素材	銀
品位	純銀
量目	三十一・一グラム
形式	  直径　四十ミリメートル 彩色　白色、灰色、黒色、青色、青紫色、赤色、茶色、オレンジ色及び緑色
十二万枚	
一万二千五百四十六円	

別表第三第四十一号中「五万枚」を「十万枚」に改め、同表中第六十号を第六十一号とし、第四十二号から第五十九号までを一号ずつ繰り下げ、第四十一号の次に次の一号を加える。

四十二　国立公園制度百周年を記念するため発行する千円の記念貨幣

別表第四第四十三号イ中「別表第一第五十四号」を「別表第一第六十一号」に改め、同表に次のように加える。

五十三　国立公園制度百周年を記念するため発行する千円の記念貨幣であつて、その素材に銀を含むもののうちその製造に要する費用が千円を超え、かつ、特殊な技術を用いて製造し表面に光沢を持たせたもので、一枚を容器に入れたもの

附　則

（施行期日）

1　この政令は、公布の日から施行する。

（皇太子徳仁親王の婚姻を記念するための五万円の貨幣の形式等に関する政令の一部改正）

2　皇太子徳仁親王の婚姻を記念するための五万円の貨幣の形式等に関する政令（平成五年政令第百六十三号）の一部を次のように改正する。

第三条中「第五十一号」を「第五十二号」に改める。

経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和六年二月二日

内閣総理大臣　岸田　文雄

内閣総理大臣　岸田　文雄

財務大臣　鈴木　俊一